

基本施策 2

中小企業の競争力強化と 活力ある産業集積の形成

- 中小企業の経営力強化
- 中小企業の立地促進と操業環境の保全
- 中小企業の経営安定
- 海外展開・対内投資の促進

社会環境の変化に応じた市内産業の活性化を図るため、市内中小企業等のデジタル化等の生産性向上や働きやすい職場環境づくりなどを推進し、市内中小企業等の持続的な成長及び経営力強化の取組を実施します。

概要

- (1) 市内中小企業等は、物価高騰や人手不足など、様々な課題に直面しており、生産性向上のほか、人材確保・定着に向けた働きやすい職場環境づくりへの対応も求められている。
- (2) 上記の課題を踏まえ、これまで実施していた、生産性向上などの支援事業の見直しを図り、「稼ぐ力の強化」による持続的な賃上げや安定的な人材の確保・定着に向けた支援を実施する。
- (3) 実施にあたっては、「意識醸成・掘り起こし」「実践・導入促進」「広報・普及促進」の3つの視点で体系的な支援策を推進する。

<主な実績（令和7年度）>

※旧働き方改革・生産性向上推進事業

- 企業訪問等による支援 414件
- 働き方改革・生産性向上推進補助金 39件
- 働き方改革・生産性向上セミナー 3回

令和8(2026)年度の取組

- (1) 「中小企業成長環境支援補助金」や「専門家派遣」等を通じて、市内中小企業等の生産性向上や人材確保等の取組を支援
- (2) 市内各経済団体などと連携して、取組の好事例の波及に向け、企業訪問などの直接的アプローチを中心に施策を展開
- (3) 生産性向上の取組に対する補助事業の拡充のほか、人材確保・定着に向けた支援として、補助事業やモデル事業を新たに実施

令和8(2026)年度の実施体制・取組

意識醸成
掘り起こし

■市内中小企業等への意識醸成

- 企業訪問等を通じた掘り起こし
- 生産性向上等セミナー
- 生産性向上ツール導入促進マッチング会

・セミナー時の個別相談会等の実施による課題把握
 ・支援メニューへの誘導

実践
導入促進

■取組の実践・好事例の創出 ※事業終了後も継続的なフォローを実施

- 中小企業成長環境支援補助金
- デジタル化に向けたソフトウェアや生産性向上に向けた設備等の導入に係る取組を支援【拡充】
- 経営課題の解決を図る社内人材の育成の取組を支援
- 働きやすい職場環境づくりや人材確保・定着に向けた取組を支援【新規】

・専門家支援による事業計画の作成支援
 ・コーディネーターによるフォローアップ

・事業の進捗のサポート

広報
普及促進

■事例の普及促進 ※好事例について、市内への横展開を実施

- 取組事例集
- セミナー等での登壇
- 市内経済団体等への説明会
- 市情報誌・メディア活用による取組PR

・コーディネーターによる普及・促進支援

コーディネーター業務・専門家派遣

令和8(2026)年度の取組

1 新ビジネス・販路開拓戦略推進事業

知財コーディネータにマーケティング支援に精通した人材を加えた伴走支援体制の強化を図り、マーケティング戦略策定・テストマーケティングの実行支援を通じた新たな製品開発に取り組む中小企業の掘り起こしや、伴走支援を通じた中小企業の付加価値の高い製品・技術の創出に取り組むとともに、知的財産戦略推進事業にて構築してきた大企業・他自治体などの市内外のネットワークを活用し、大企業等を対象としたプライベート展示会の開催など、販路開拓・拡大支援の強化に取り組むことにより、賃上げ原資の確保等に向けた中小企業の稼ぐ力の強化を図る。

① マーケティング戦略策定支援

＜マーケティング戦略策定支援に向けた3つの視点＞

製品・技術の分析	製品・技術の特徴、強み・弱み、適正価格等を整理
顧客・市場の分析	顧客ニーズ・市場規模・対象市場等を整理
競合の分析	競合の特徴、市場シェア等を整理

② テストマーケティングを通じた戦略の検証

- ・新製品・技術のターゲットとなる市内企業をマッチング
- ・新製品・技術に対する評価・フィードバックなどの顧客ニーズを収集
- ・実効性のあるマーケティング戦略へブラッシュアップ

③ 新製品・技術の改良等に関するアドバイス支援

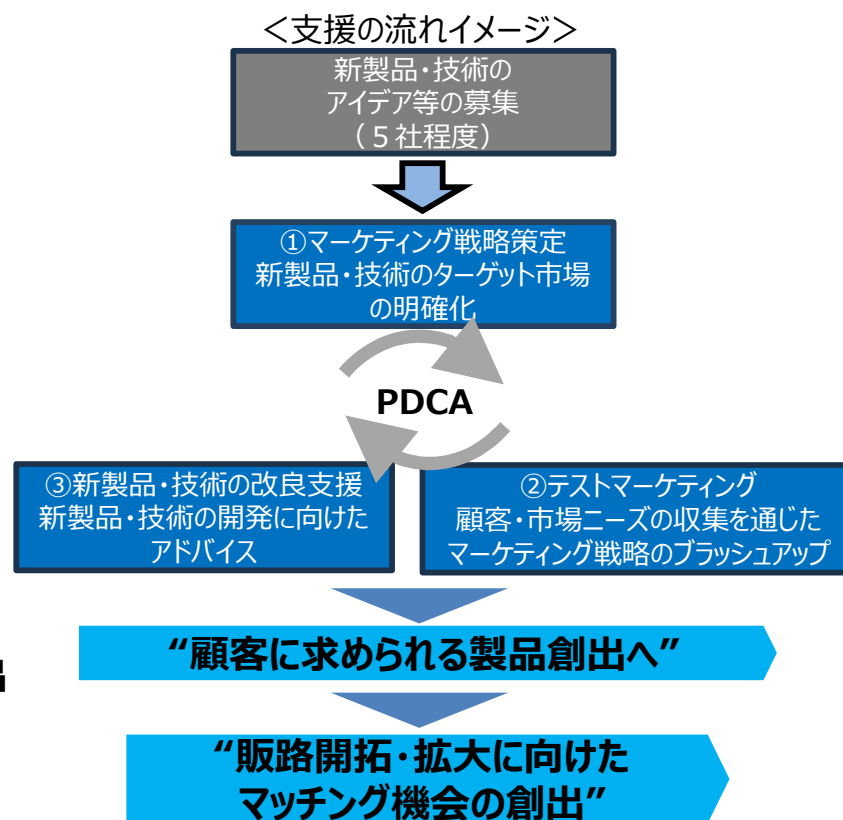
- ・顧客・市場ニーズに基づき、大企業の有する技術シーズの活用等も含め、新製品・技術の改良等に向けたアドバイス

④ 大企業・他自治体とのネットワークを活用したマッチング機会の創出

- ・大企業等を対象としたプライベート展示会の開催や、他自治体と連携した企業交流会など、マッチング機会を創出

2 中堅企業をめざす企業への支援

中堅企業（中小企業者を除く、常時使用する従業員の数が2000人以下の企業）を目指す企業が有する課題等を調査するとともに、効果的な支援手法等の検討を実施。



中小企業の事業承継やBCPに関する啓発や課題解決を図るための専門家派遣、後継者育成支援を実施するとともに、経営資源が脆弱な中小企業を対象に、将来の事業承継を見据えて経営力の向上を図るための伴走支援を実施します。

令和8（2026）年度の取組

事業承継・事業継続力強化支援事業

●事業承継・BCP専門家派遣

様々な分野の専門家を活用し、事業承継・BCPについての課題解決支援及び伴走支援コーディネータによる事業承継の準備段階における総合的な経営支援

- ・地域金融機関等と連携した支援先開拓
- ・事業承継やBCPに関する個別課題解決及びフォローアップ
- ・将来の事業承継を見据えた準備段階における伴走支援、（経営デザインシート等を活用した将来構想作成支援）
- ・講師派遣型セミナー（金融機関等を対象に適宜開催）

●後継者育成講座（全9回連続）

後継者候補や経営幹部を対象とした実践的な連続講座

●BCPセミナー

BCPに関する啓発と基礎知識の習得を図るためのセミナー

●売り手側を対象としたM&Aマッチング支援

売りを希望する小規模事業者を対象に、民間支援事業者のM&Aプラットフォームを活用した伴走型のマッチング支援

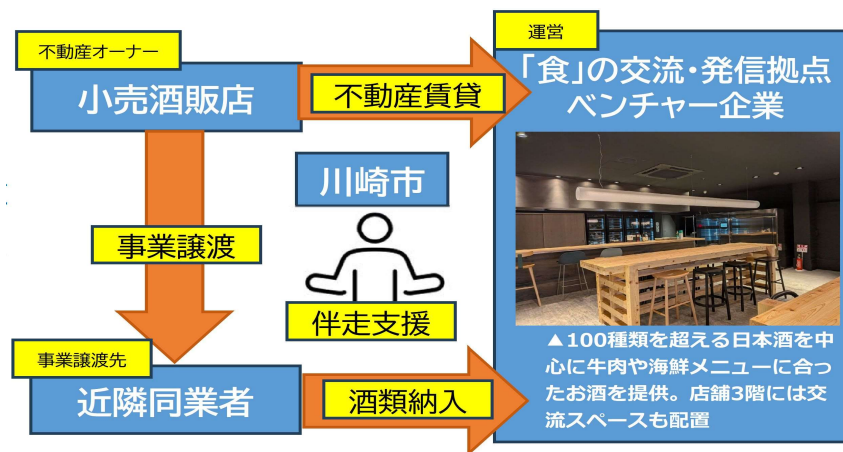
●事業承継の啓発・プロモーション

市内中小企業の事業承継の事例紹介を通じた啓発活動

【伴走型・事業承継支援 事例】

◆小売酒販店の事業承継支援を通じた新事業創出

後継者不在の課題を抱えていた老舗小売酒販店では、市の伴走型・事業承継支援を通じて近隣同業者への事業譲渡を実施するとともに、承継後の店舗活用に向けて地域産業支援を手掛けるベンチャー企業とのマッチングが成立し、「食」の交流・発信拠点として再生



KAWASAKI事業承継市場

川崎商工会議所、川崎信用金庫、川崎市産業振興財団、川崎市 4 者による連携体制により、専門家等による個別訪問指導、出張講習会など、事業承継にかかる課題解決支援等を実施。



- ・立地ニーズに応じた事業用地等のマッチング、貸工場等の開発誘導、産業立地を促進した地区における土地の貸付や相談対応を通じ、市内の産業集積を維持する。
- ・中小製造業の操業環境と住民の住環境の調和を図りながら、産業集積の維持・強化を進める。

令和8(2026)年度の取組

◆事業用地等マッチング事業

○市に寄せられた事業用地等の不動産ニーズを、市に登録した宅建業者等（協力事業者等）に紹介するマッチング事業を実施。



◆内陸部操業環境保全対策事業（イベント）

○中小製造業の操業環境と住民の住環境の調和を図りながら工業集積を維持・保全することを目的とし、工業者と地域住民の交流や、「ものづくり集積地」である川崎の魅力発信のイベントを実施。

○取組

- ・久地・宇奈根地区、下野毛・中原区宮内地区において、工業者と住民の交流を図るため、オープンファクトリー等を実施
- ・本市内陸部の「ものづくり集積地」に対する理解度を深めつつ、工業者間の連携を強化するため、「川崎ものづくりフェア」を実施



令和7年度オープンファクトリーの様子

◆がんばるものづくり企業操業環境整備助成事業（補助）

○目的：中小製造業者が市内の助成対象地域において行う工場等を新增設する事業及び工場の操業環境の改善に資する事業に係る経費に対し、助成金を交付することにより、本市のものづくり企業の集積維持・強化を図ることを目的とする。

○立地促進事業

工場等を新增設する事業に対し、補助率1/10、上限最大3,000万円の助成を実施

○操業環境改善事業

工場の操業環境の改善（防音・防振・脱臭・浸水対策等）に資する事業に対し、補助率3/4、上限300万円の助成を実施

◆産業支援施設（貸工場・貸ラボ）への企業進出誘導

○民間活力による施設整備の促進等を図る、本市の「中小製造業等の集積・強化に向けた取組方針」に基づき開発誘導した、高津区下野毛及び麻生区黒川における産業支援施設への有力なテナント企業の誘致活動を実施。

○取組

- ・企業誘致パンフレットの作成
- ・工場アパート紹介チラシの作成
- ・市内外の企業に対する企業立地アンケートの実施
- ・事業用地等マッチング事業による紹介



（仮称）高津産業支援施設

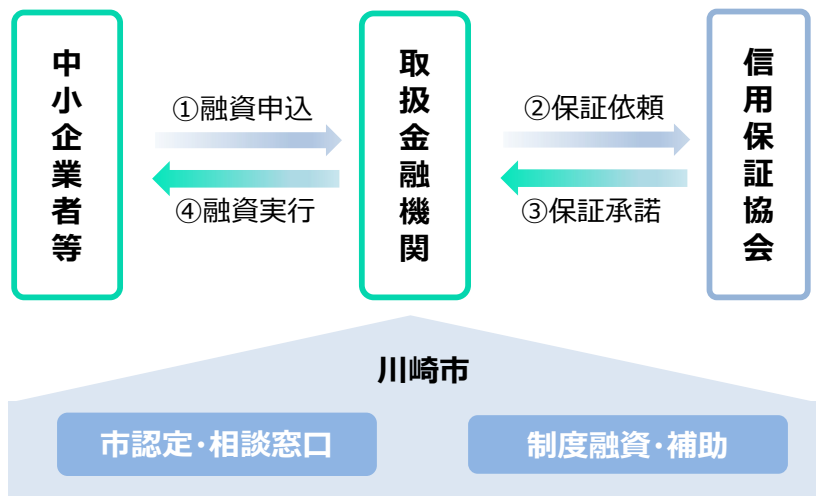
川崎市信用保証協会や取扱金融機関との連携による間接融資制度の実施により、中小企業等の資金繰りや経営改善、創業等を支援するとともに、災害・不況時にはセーフティネット保証認定や金融相談に対応するなど、資金面から中小企業等の経営を支援する。

令和8(2026)年度の取組

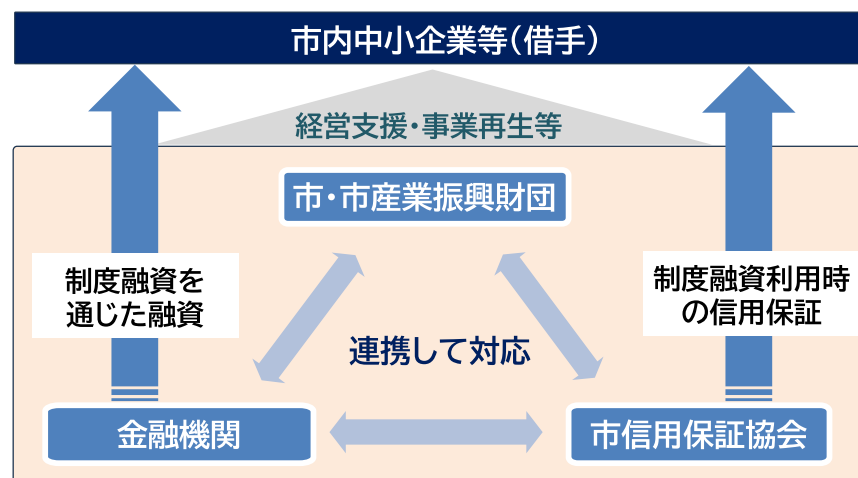
保証料補助等中小企業者等への資金繰り支援等

- ・大規模な経済危機や災害等に伴う中小企業等の経営悪化に対応した融資制度の運用を行うとともに、状況に応じて特別経営相談窓口を設置するなど、資金繰り支援を行う。
- ・社会経済環境の変化に対応するとともに、中小企業等の資金ニーズ等を把握しながら、時勢に対応した融資制度の運用を行う。
- ・市内における創業や事業の成長を促進するため、川崎市信用保証協会等の関係機関や金融機関と連携し、前向きな資金ニーズに対応した円滑な融資制度の運用を図る。

【中小企業融資制度の仕組み】



【資金繰り支援の仕組み】



セーフティネット保証に関する認定及び金融相談

- ・不況、災害等により、経営に支障が出ている中小企業等に対し、セーフティネット保証認定や金融相談による支援を行う。

市内中小企業の海外におけるビジネス展開を促進するとともに、外資系企業等の本市への対内投資促進を図る

令和8(2026)年度の取組

相談
対応

川崎市海外ビジネス支援センター[略称:KOBIS(コブス)]

・専門のコーディネーターによる相談対応支援

国際会計・税務・法務等の専門相談

・川崎市産業振興財団のワンデイコンサルティングを活用

海外ビジネスマッチング支援

・市内企業のニーズの高い国・地域(令和7年度:台湾・タイ・ベトナム・ドイツ)における海外の専門コンサルタント企業等と提携した海外現地のパートナー、取引先探しのためのオンラインマッチング支援

海外現地企業との商談会

・市内企業のニーズの高い国(令和7年度:ベトナム)における現地商談会の開催
・台湾のITRI(工業技術研究院)等と連携した市内企業と台湾企業との現地での商談の実施



ベトナム商談会

展示会・視察受け入れ等の機会を活用したマッチング

・川崎国際環境技術展、首都圏を中心に開催される各種展示会の出展者や来訪する外国企業等とのマッチング支援



川崎国際環境技術展でのマッチング支援

国内外の輸出商社・バイヤー等と通年マッチング

・KOBISの持つネットワークを活用した、国内外輸出商社やバイヤー等とのマッチング支援

海外ビジネスセミナー等

・市内企業のニーズの高いトピックや国・地域をテーマにしたセミナーやネットワークングのための企業交流会を開催

提
供
報

助
成
制
度

グローバル展開支援事業補助金

・市内企業の海外への事業展開に関する取組に対して経費の一部を補助

補助対象事業	
1	国際的な電子商取引(越境EC)の取組
2	海外事業者とのオンライン商談等の取組
3	海外展開に資する外国人材の活用支援
4	海外で開催される展示会等への出展支援
5	海外展開に必要な国際認証等の取得
6	自社コンテンツのグローバル化

越
境
E
C
等
の
促
進
事
業

目的

・市内企業等が、越境ECサイトへの出品代行支援を受けながら、自社製品等の販路拡大に取り組む環境を整備し、参加企業の越境ECの自走化を促す

事業概要

- ①越境ECモール出品代行支援業務
- ②専門家によるフォローアップ支援
- ③出品企業の募集及び選定支援

対
内
投
資
促
進

海外来訪及び視察等の受入れでの本市プロモーション

・外資系企業等の本市来訪や本市の外国訪問の機会を捉えた本市プロモーションの実施

対内投資連絡会議の開催

・対日投資連絡会議(ジェトロ横浜、神奈川県、横浜市、相模原市、川崎市の5者による連絡会議)を通して、県内への対内投資に関する情報を共有を図るとともに、本市から情報提供を実施

基本施策3

誘客・交流促進と 商業地域の活性化

- 誘客・交流の促進
- 商業力の強化・商店街の活性化
- 安定的かつ効率的な生鮮食料品等の供給と市場の機能更新
- 持続可能で市民に親しまれる競輪場づくり
- 消費者被害の救済と未然防止

第3次かわさき観光振興プランについて

計画の位置づけ



- ・川崎市総合計画に基づく観光分野の個別計画
- ・計画期間：令和8～19年度
(12年間、3フェーズ)

主な課題



- ・市民・事業者とのコミュニケーションや共感の不足
- ・ターゲット像が不明確
- ・観光推進体制の曖昧さ

今後の対応方針



- ・観光への共感と担い手の拡大
- ・川崎らしさを軸とした価値の創出
- ・誘客戦略の明確化
- ・実行性・柔軟性を備えた推進体制

ビジョン

川崎のありのままの魅力に光をあて、
住む人・訪れる人が共に楽しい
“川崎らしい観光”を目指して

誘客に向けた視点



- ①エリアごとの魅力を活かす
- ②羽田空港や都心部に近接する地理的優位性を活かす
- ③新たな施設が開業する機会を活かす

重点ターゲット(令和8～11年度<フェーズ1>)

- ①交流を生み出し、観光カルチャーを創造するひと
- ②ありのままの川崎をポジティブに捉える国内外のひと
- ③川崎に来る“ビジネスパーソン”
- ④20～30代の国内外の若者たち

主な取組

1. 川崎らしさの発掘と発信 (SNS・ハッシュタグ活用)
2. 訪日外国人観光客の誘客促進 (コンテンツ造成・食の情報)
3. 産業観光のさらなる推進
(工場夜景ブランド強化・教育旅行)
4. 点から面へ、広がる川崎旅
(多様な来訪目的と連動したツーリズム)
5. 川崎観光の設計者・プレーヤーのコネクション拡大
(地域共創の仕掛けづくり・情報共有)
6. 若年層・未来層に選ばれるブランディング
(コンテンツ共創・学びの連携)

成果指標の設定

指標	直近の実績	令和11年目標
①国内旅行者数	1,428万人	1,655万人
②訪日外国人旅行者数	69万人	105万人
③宿泊施設の年間宿泊者数	231万人泊	247万人泊
④うち外国人宿泊者数	41万人泊	55万人泊
⑤観光・商業関連事業者が新たに生み出した付加価値	1,764億円	2,026億円
⑥観光による認知・イメージ向上を期待する市民の割合	71.5%	75.5%

今の川崎を楽しみ、人と人をつなぎ、住む人と訪れる人が交流し、幸せになる川崎らしい観光カルチャーを創造する人材を発掘・誘引します。また、ビジネス層や、ありのままの川崎の魅力をポジティブに捉える国内外のひとへ川崎の魅力を発信し、誘客・交流を促進します。

令和8(2026)年度の取組

訪日外国人観光客の誘客促進

訪日外国人に向けて、川崎での体験や食の魅力をSNSやオンライン旅行代理店(OTA)を活用して発信し、誘客および滞在・消費を促進します。

- 都内などから気軽に参加できる体験ツアーの造成・販売
- 体験ツアーを造成・販売する人材の育成
- 飲食店などのGoogleマップの掲載・運用支援
- 市内宿泊者に向けた飲食店の情報提供
- 川崎夜市の実施
- 海外旅行博への出展
- 羽田空港観光情報センター等の他都市と連携した誘客の推進
- 施策立案・効果検証のための外国人動態分析調査



台北国際旅行博でのプロモーション

産業観光の推進

産業観光ツアー・工場夜景ツアーを推進するとともに、全国の工場夜景都市と連携した取組等を実施する。また、将来のビジネスパーソンである工業高校や高等専門学校などの教育旅行を誘致し、観光をきっかけに川崎の事業者との交流や産業への理解を深める機会を創出します。



修学旅行生が工場見学をしている様子

- 産業観光振興協議会による官民連携での産業観光の推進
- 旅行業を開始した市観光協会のツアー造成
- 「ようこそ!かわさき検定」の継続実施
- 産業観光ガイド・工場夜景ナビゲーター等の養成を通じた市民参加
- 川崎工場夜景のPR、様々なメディア調整
- 工業高校をメインターゲットとした教育旅行誘致活動

市民・事業者等と共創した観光振興の推進

令和8年度から計画期間となる「第3次かわさき観光振興プラン」で定めた観光まちづくりのビジョンである「川崎のありのままの魅力に光をあて、住む人・訪れる人がともに楽しい「川崎らしい観光」を目指して」の実現に向けて、市民・事業者等と共創した観光振興を進めるため、本市が各エリアに直接伺い、現場で密なコミュニケーションを重ねながら、観光推進体制の基盤形成に取り組みます。



第3次かわさき観光振興プラン

川崎市制記念多摩川花火大会の開催

昭和初期から市民に親しまれ、市制施行を祝うとともに、「ふるさと川崎」の意識の高揚を図り、豊かな市民文化の創造を目指して実施している「川崎市制記念多摩川花火大会」。

- 花火打上発数 約6,000発(予定)
- 世田谷区たまがわ花火大会と合同開催(予定)
- 開催時期:令和8年10月3日(予定)
- 会場:多摩川河川敷(国道246号線二子橋～第三京浜道路)
- 来場見込:約19万人(令和7年度主催者発表)
- 主催:川崎市、川崎市観光協会、高津観光協会



川崎市制記念多摩川花火大会

- 川崎に愛着を持ちエリアを牽引する商業者が、多様な主体を巻き込み、自主的・自立的に再活性化を図るしくみの構築
- 商業者のデジタル化など社会経済環境の変化を踏まえた地域課題への対応や、魅力ある個店の集積による、活力ある商業地域の形成

令和8(2026)年度 of 取組

商業力強化事業

- 地域の中核的な担い手等と連携し、地域商業のにぎわい創出を担う次世代の商業者を発掘・育成する取組として「かわさき店舗出店支援プログラム NOREN (のれん)」を実施します。
 - ・ 商業者創業支援プログラム事業



NOREN受講の様子

- 商業者の新商品開発、新事業展開、デジタル化などを支援するとともに、新たに、市内空き店舗等での開業に伴う経費について支援を行います。
 - ・ チャレンジ店舗支援事業

- 商店街をフィールドに活動する新たなプレイヤー創出のため、プレイヤー育成講座とフィールドとなる協力商店街との調整を行い、イベント数を増やして地域のにぎわい創出の支援を行います。
 - ・ 街なかになぎわい創出事業

- 意欲ある商業者の認知度向上を目的に、市民投票等によりグランプリ店舗を決定する「かわさきAKINAI AWARD #かわさき推しメシ」を開催します。
 - ・ 商業者PR事業



最終審査・授賞式の様子

- 市民の公衆衛生に不可欠な公衆浴場への支援を通じて、公衆浴場の活性化や地域におけるコミュニティ機能の向上を図ります。
 - ・ 公衆浴場経営安定等支援事業費



大田・川崎銭湯スタンプラリー

商店街活性化・まちづくり運動事業

- 街路灯LED化等による機能向上や老朽化した街路灯の撤去等商店街の施設整備を支援します。防犯カメラ整備経費は補助率を引き続き3/4に拡充し防犯対策強化により安心安全なまちづくりを進めます。
 - ・ 中小企業団体等共同施設補助金



防犯カメラ (イメージ)

- 商店街等が実施する地域との交流促進や賑わい創出等を目的としたイベントや、商店街や地域の課題解決を目指し地域の団体等と連携して実施する取組への支援を行うことで、地域の活性化や魅力ある商業地域の形成を図ります。
 - ・ 商店街魅力アップ支援事業補助金
 - ・ 商店街課題対応事業補助金



商店街イベント (オズフェスタ) の様子

- 川崎駅周辺地区において、多様な主体と連携を図りながら、地元商業者等が主体となって開催するイベント等への支援を行うことで、都市ブランド力のある商業地域の形成や市内外への地域の魅力発信を図ります。
 - ・ 川崎駅周辺商業活性化事業補助金
 - ・ 川崎駅周辺商業ネットワーク事業費



フェスティバルなかわさき

- 商店街連合会の活動支援を通じて商店街の育成・発展を図ります。
 - ・ 川崎市商店街連合会補助金

- 大規模小売店舗立地法の適正な運用により周辺環境の保持を図ります。
 - ・ 大規模小売店舗立地法運用事務費

川崎市卸売市場新経営プランについて

卸売市場は、生鮮食料品等の安定的な供給と価格の形成、食品流通の効率化等を図る重要な社会インフラ

1. 川崎市卸売市場の概要

本市には、市民へ生鮮食料品等を安定供給する食の流通拠点として、**中央卸売市場北部市場**と**地方卸売市場南部市場**があります。

北部市場 …首都圏における広域的食品流通の拠点

南部市場 …地域密着型食品流通の拠点

名	称	川崎市中央卸売市場北部市場
所在地 / 開場年月	宮前区水沢1-1-1 / S57年7月	
敷地面積 / 延床面積	168,587㎡ / 94,402㎡	
場内 事業者数	卸売業者	4社 (青果1、水産物2、花き1)
	仲卸業者	60社 (青果16、水産物42、花き2)

※数値はともにR8.3.1現在

名	称	川崎市地方卸売市場南部市場
所在地 / 開場年月	幸区南幸町3-126-1 / S19年11月	
敷地面積 / 延床面積	32,224㎡ / 24,396㎡	
場内 事業者数	卸売業者	3社 (青果1、水産物1、花き1)
	仲卸業者	14社 (青果3、水産物9、花き2)

2. 川崎市卸売市場新経営プランの目的と卸売市場を取り巻く環境変化と課題整理

(1) 目的

令和8(2026)年3月に策定しました川崎市卸売市場新経営プランは、市民への生鮮食料品等の安定的な供給と価格形成、食品流通の効率化を図るといった卸売市場の基本的役割を踏まえつつ、流通・消費構造の変化や施設老朽化、経営課題など多岐にわたる課題に対応し、持続可能で機能的な市場運営を実現するための方針と方向性を示すものです。

(2) 計画期間

令和8(2026)年度から令和19(2037)年度までの12年間

(3) 取り巻く環境の変化

本市卸売市場は、少子高齢化や共働き世帯の増加、物流規制、気候変動など、社会構造や外部環境の急激な変化に直面しています。従来型の運営では事業縮小が懸念される状況であり、食の安全・品質管理・流通効率化などへの対応が急務です。今こそ、開設者・場内事業者等が一体となり、市場機能の強化、施設の再構築、経営の持続性確保に向けた抜本的な改革に取り組む必要があります。

(4) 卸売市場を取り巻く環境変化と南北市場における課題整理

- | | |
|--------------------------------------|------------------------------|
| ①市場機能と地域経済を支える流通基盤としての取扱数量・金額の増加への対応 | ④持続可能な経営への転換 |
| ②ライフスタイルの多様化・社会的要請・物流問題に対する市場機能の強化 | ⑤長期的視点に立った機能更新の実行(北部) |
| ③立地特性を活かした集荷・供給機能強化と場内事業者の経営力向上 | ⑥施設の最適化と地域の需要への対応や賑わいの創出(南部) |

川崎市卸売市場新経営プランについて

3. 川崎市卸売市場の将来像

目指す将来像

南北市場各々のポテンシャルを活かした食品流通拠点として、市民生活における食の安全を支え、民間活力の活用により地域とともに持続的な発展を実現

- ①生鮮食品の安定供給拠点
- ②立地特性を活かした機能分担
- ③民間活力を活かした柔軟な市場運営
- ④需要創出とデジタル化による経営力向上
- ⑤災害時の物資供給拠点
- ⑥市民に開かれた食文化発信の場
- ⑦自立的・安定的な持続可能な運営体制

12年後に求められる姿、あるべき姿

- 【北部】首都圏の流通ネットワークを支え、全国の卸売市場の改革モデルとなる広域的食品流通拠点の実現
- 【南部】地域の多様な食の需要に柔軟に応え、地域の賑わいなどにも貢献する地域密着型食品流通拠点の実現

今後の方針

- 【南北】それぞれの市場の特長を活かしながら、機能性の高い市場化により取扱数量の確保を図るとともに、社会的機能を複合的に担う存在として機能を発揮
- 【北部】持続可能で競争力ある市場の実現に向け、取扱数量回復・機能強化・災害対応・市民連携・運営管理の5方針を柱に、ハード・ソフト両面から段階的な取組推進
- 【南部】施設の著しい老朽化、施設の不足、動線の交錯等の課題を解消し、市場機能の底上げを図り、持続可能性を高め地域貢献できる市場としての取組推進

基本戦略

- ①開設者と場内事業者が連携した集荷・販売力の強化と場内事業者の経営力向上(重点)
- ②流通環境変化に対応した機能性の高い市場化の推進(重点)
- ③品質管理の強化支援と環境負荷低減の推進
- ④災害対応拠点機能の強化と食品流通業務の両立
- ⑤市民に親しまれる市場化の推進
- ⑥効率的かつ安定的な市場経営の推進

4. 北部市場・南部市場の今後の方針

＜南北市場共通＞

- ①市場体制の維持と機能的再構築
南北両市場の強みや立地特性を活かした2市場体制を継続し、合理的で安定した流通機能の構築に向けた機能強化等の検討を実施
- ②機能性の高い市場化と取扱数量の確保
市場機能を持続的に発揮する上で取扱数量を確保することが不可欠。新たな流通形態への対応、老朽化等の課題解消により「選ばれる市場」となることが必要
- ③社会的機能の発揮
イベント等を通じて賑わいを創出するとともに、災害時の食品流通拠点機能の確保や物資供給拠点としての役割を果たすなど、社会的機能を担うことが必要
- ④事業や取組の再構築
既存事業を見直し、必要な取組を強化する一方で、役割を終えた事業は統合・廃止していくなど、従来の枠に捉われない事業の再構築が必要

＜北部市場＞

・今後の主な方針として「取扱数量の回復と市場競争力の向上」、「機能性の高い市場化の推進」、「災害対応力強化」、「市民に親しまれる市場化」、「市場の適切な運営管理と効率的・安定的な市場経営の推進、会計健全化」の視点から取組を進めます。

・機能更新に係る基本計画において、**令和11(2029)年度以降ローリング工事を進め、順次供用を開始し、令和19(2037)年度の全棟供用開始を目指す**ものとしています。今後、設計や事業者協議等を経て、整備内容、ローリング工場の具体的なスケジュール等を決定し、機能更新に向けた取組を進めます。

＜南部市場＞

・今後の主な方針として「取扱数量の拡大と場内事業者の取引の多様化」、「機能性の高い市場化の推進」、「災害対応力強化」、「市民に親しまれる市場化」、「市場の適切な運営管理と効率的・安定的な市場経営の推進、会計健全化」の視点から取組を進めます。

・開設者、今後の施設整備の方向性、市場機能の規模等、事業収支、整備効果などを整理し、**令和8(2026)年度に『基本構想』の策定**に向けた検討を進めます。
・整備の有効性、北部市場と併せた事業実現性が確認できた場合には、『基本構想』を具現化し、**令和9(2027)年度以降に『基本計画』として策定**を目指します。

基本施策3 誘客・交流促進と商業地域の活性化 安定的かつ効率的な生鮮食料品等の供給と市場の機能更新

川崎市卸売市場が、流通・消費構造の変化や施設の老朽化、経営課題など多岐にわたる課題に対応し、持続可能で機能的な市場運営を実現するための取組を進めます。

令和8(2026)年度取組

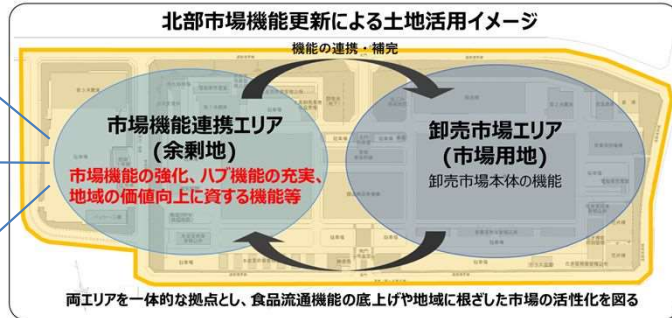
北部市場では、令和5(2023)年度に策定した機能更新に係る基本計画に基づく取組を、南部市場では、今後の運営方針に関する取組を進めます。

北部市場の機能更新に向けた取組について

1 機能更新における課題と対応の方向性

- ①施設の全体的な老朽化への対応
- ②食品流通拠点としての機能の強化
- ③災害時の支援物資の拠点としての機能の強化
- ④市民に親しまれる市場化の推進
- ⑤卸売市場の維持管理・運営の効率化、卸売市場事業特別会計の健全化

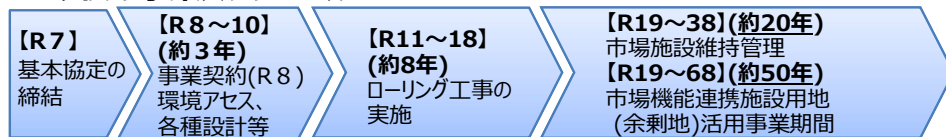
2 整備イメージ



3 令和7(2025)年度取組状況

令和7(2025)年5月に大和ハウス工業(株)代表企業とする計16社によるコンソーシアムを落札者として決定し、同10月に基本協定を締結しました。

4 今後の事業スケジュール(※)



※本市ローリング工事モデルケースに基づき設定したものの、各事業期間等については変更する可能性があります

南部市場の今後の施設整備等に関する検討について

1 南部市場の抱える課題や対応の方向性

- ①取扱数量の拡大と場内事業者の取引の多様化
- ②施設の老朽化、動線の交錯等を踏まえた機能性の高い市場化の推進
- ③災害時に市場機能を維持しながら支援物資拠点としても機能発揮できる体制
- ④立地特性等を活かした市民に親しまれる市場化
- ⑤適切な運営管理と効率的・安定的な市場経営の推進、卸売市場特別会計の健全化

2 令和7(2025)年度取組状況

<R7.5~8: サウンディング調査実施>

今後の施設のあり方等に関する方向性について、民間事業者と個別対話を実施しました。

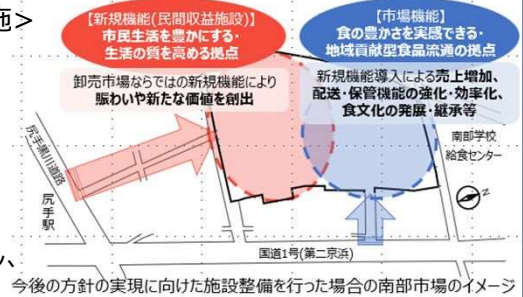
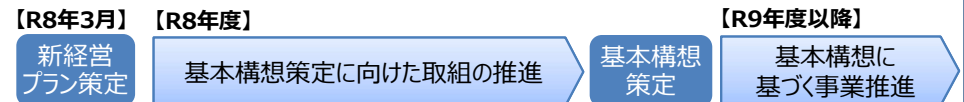
<R8.3: 新経営プラン策定>

R8(2026)年度に今後の施設整備の方向性に関する基本構想を策定し、事業実現性が確認できた際には、

R9(2027)年度以降に基本計画策定を目指します。

3 今後のスケジュール

開設者、今後の施設整備の方向性、市場機能等の規模・機能、事業収支、整備効果等について整理した上で基本構想を策定し、事業を推進します。



- ・市内外の多くの方に来場いただける競輪場づくりに向けて、魅力ある競輪開催とレースを観戦しやすい環境づくりを実施
- ・効率的・効果的な競輪場運営と売上の向上を図り、収益の確保に努めながら、持続可能で安定した事業運営を推進

令和8(2026)年度の取組

川崎競輪場の運営

昭和24年4月に第1回市営競輪を開催。長い歴史を持つ川崎競輪場は、公園との一体感が感じられ、市民に親しまれる空間づくりを実施するとともに、効率的・効果的な運営や施設整備を行い持続可能な事業運営を推進している。



レースの様子

- 令和8年度市営競輪開催予定: 21開催64日
- 令和8年度の主なレース
 - ・開設77周年記念桜花賞競輪 (GⅢ)
- 令和7年度市営競輪売上実績: 約350億円 (前年比92%)
- 令和7年度市営競輪入場者実績: 約7万9千人 (前年比124%)
- 昭和24年からの一般会計繰出金累計額: 約1,292億円

自転車スポーツの普及・振興

「ケイリン」は、オリンピック種目であり、近年世界選手権やワールドカップでメダルを獲得する選手の活躍もみられるなどスポーツとして注目の集まる中で、積極的に「競輪」の情報発信を行い、自転車スポーツの普及・振興を進めている。

● トップアスリートの活躍

川崎競輪場をホームバンクとする佐藤水菜選手(令和4年度川崎市スポーツ賞受賞)は、2024年のパリオリンピック出場、UCI世界選手権トラック(女子ケイリン)では、2024年に日本人女子初の金メダルを獲得、2025年も金メダルを獲得し、日本人女子初の2連覇を達成した。



自転車トラック種目

また、「競輪」でも2025年は、全ての特別競輪で優勝し、史上初めて年間グランプリスラムを達成するなど活躍を続けている。

市民に親しまれる競輪場づくり

若者やファミリー層など新たなファンの獲得を目指すイベントの開催のほか、バンクなど施設の多目的利用の促進、日本競輪選手会神奈川支部と連携した地元小中学校を対象とした職業体験や出張授業などのイベントを実施するなど、市民に親しまれる競輪場づくりに向けた取組を推進している。

【令和7年度の主な実績】

● 場内イベント

- ・かわさき市民祭り
- ・かわさきのりものフェスタ
- ・ワグワнкаワサキ2025 (レゲエライブ)
- ・いさご通り商店街街角ミュージックライブ
- ・川崎ドリームイベント2025 (慶フェス) など



のりものフェスタ

● 施設開放

- ・川崎競輪パーク無料開放
- ・中小企業大運動会
- ・神奈川県警車両走行実験 ・自転車教室 など



ワグワнкаワサキ

● バンク利用

- ・南関東地区プロ自転車競技大会
- ・神奈川県高等学校定時制通信制自転車競技大会
- ・大学生やアマチュア団体へのバンク開放 (選手育成) など

● 日本競輪選手会神奈川支部と連携した取組

- ・市内小学生の練習見学 ・市内中学生のフィールドワーク (職業体験)
- ・かわさき市民祭り開催時のイベントブース出展 など



川崎競輪パーク



小学生の練習見学

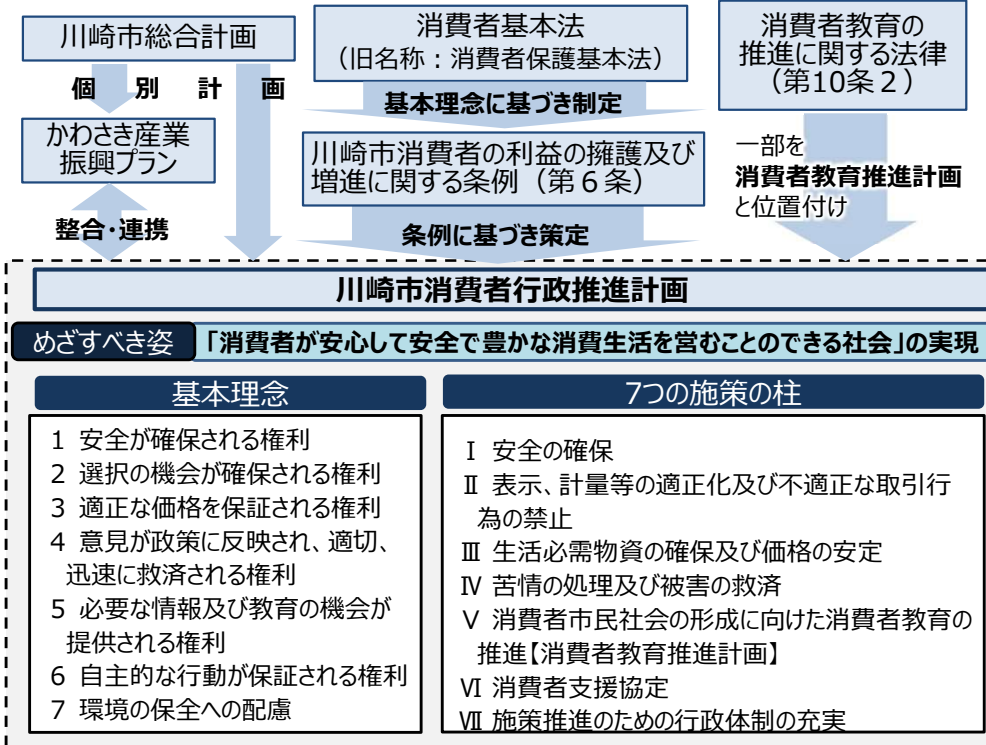


中学生のフィールドワーク

基本施策3 誘客・交流促進と商業地域の活性化 消費者行政推進計画の策定

- 「川崎市消費者行政推進計画」は、「川崎市総合計画」を上位計画とする、消費者行政に関わる個別計画である。
- 消費者を取り巻く環境変化に的確に対応し、他の施策との整合・連携を図りながら消費者行政を推進するため、「川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例」(以下「消費者条例」という。)に基づき、令和8年度から4年間の計画を策定した。

消費者行政施策の基本理念と7つの施策の柱



めざすべき姿 「消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことのできる社会」の実現

基本理念

- 1 安全が確保される権利
- 2 選択の機会が確保される権利
- 3 適正な価格を保証される権利
- 4 意見が政策に反映され、適切、迅速に救済される権利
- 5 必要な情報及び教育の機会が提供される権利
- 6 自主的な行動が保証される権利
- 7 環境の保全への配慮

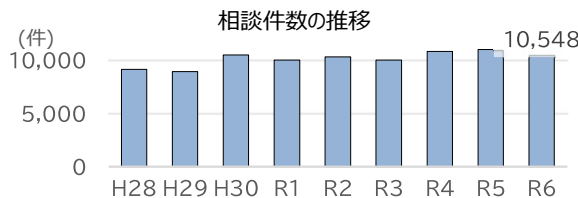
7つの施策の柱

- I 安全の確保
- II 表示、計量等の適正化及び不適正な取引行為の禁止
- III 生活必需物資の確保及び価格の安定
- IV 苦情の処理及び被害の救済
- V 消費者市民社会の形成に向けた消費者教育の推進【消費者教育推進計画】
- VI 消費者支援協定
- VII 施策推進のための行政体制の充実

消費生活相談等の状況

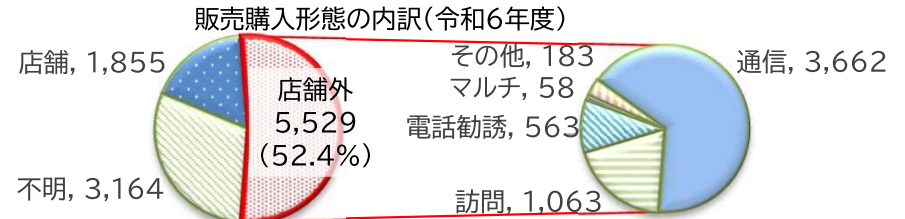
相談件数の推移

消費生活相談件数(令和6年度)は10,548件で、平成30年度以降、7年連続で1万件を上回る水準で推移している。



販売購入形態別の相談件数

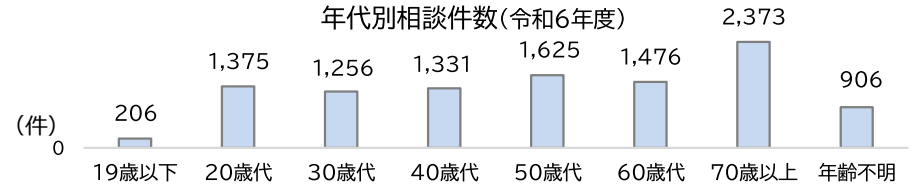
令和6年度の「店舗外購入」は、全体の52.4%を占めており、「店舗外購入」の内訳では、「通信販売」、「訪問販売」、「電話勧誘販売」の順が多い。



(資料)川崎市消費者行政センター調べ

年代ごとの相談件数

本市の高齢者人口及び高齢者世帯数は、いずれも年々増加を続け、高齢者の相談件数は全体の約3割となっている。若年者は社会生活上の経験不足等からトラブルに遭いやすい傾向があり、一定数の相談が寄せられている。また、デジタル取引の活発化に伴い、SNSをきっかけとした相談は全世代で年々増加傾向で、全ての世代の誰もが消費者トラブルに遭遇する可能性がある。



(資料)川崎市消費者行政センター調べ

消費者行政推進計画(令和5~7年度)の評価

- ① 土曜電話相談の実施や相談員研修の充実等、複雑化・深刻化する消費生活相談に迅速かつ適切に対応したことにより、消費生活相談のR6年度内完了率99.5%(目標99.0%)を達成した。
- ② YouTube等での発信により消費者教育を推進し、消費行動の中で「消費者市民社会」の考え方を意識している市民の割合は、R6年度92.8%(目標92.0%)を達成した。

消費者行政推進計画に取り組むべき課題

消費生活を取り巻く経済・社会環境の変化やこれまでの取組を踏まえ、本計画における取り組むべき主な課題を以下のとおり整理

①消費者被害の拡大防止・救済に向けた相談体制の推進

②デジタル化の進展に伴いすべての消費者が被害に遭うリスクを踏まえた、多様な特性に合わせた啓発

③見守り等の配慮を要する消費者への対応

④持続可能な社会形成に貢献する消費行動の実践

消費者行政推進計画における視点

「取り組むべき課題」を踏まえ、具体的な施策を実施するうえでの4つの視点を設定

(1) 消費生活の安全・安心の確保

デジタル時代にも対応し、消費生活相談機能を維持・強化することで、多様化・複雑化する消費者トラブルの解決が図られ、消費者は誰一人取り残されることなく、安心して安全な消費生活を営むことができるよう消費者行政の推進

(2) すべての世代における消費者力の向上

ライフステージに応じた継続的な消費者教育と情報提供により、すべての市民がデジタル時代に即した消費者力を身につけ、消費者トラブルに遭いにくくなるとともに、万が一、消費者トラブルに遭った場合に適切に相談できるよう啓発の取組の推進

(3) 多様な主体との連携の強化

高齢者等の見守りを行う方への情報提供など、関係機関や団体、事業者、地域等、様々な主体と連携することで、被害の深刻化や潜在化を防ぎ、見守り活動等を通して消費者被害の防止や救済を図るなど、各施策の効果的な推進

(4) 持続可能な社会に向けた消費行動の推進

消費者市民社会の一員として、自身の消費生活が地球環境や経済社会の形成に影響を与えていることを一人一人が認識して消費行動を行える消費者教育の推進

消費者行政推進のための施策

条例の規定に合わせ、7つの施策の柱に基づく施策を実施

I 安全の確保

安全で安心な暮らしの確保に向けた必要な調査・検査等の推進

II 表示、計量等の適正化及び不適正な取引行為の禁止

消費者が適切な選択を行うための価格・量目の表示、計量の適正化 他

III 生活必需物資の確保及び価格の安定

災害時等に対応するための生活物資の調達、供給体制の整備

IV 苦情の処理及び被害の救済

複雑化・深刻化する消費者被害等への迅速かつ適切な対応 他

- 消費生活相談の推進；的確な助言・あっせん等の相談の実施
- 消費生活相談のデジタル化の推進；全国消費生活情報ネットワークシステムの新システム移行への円滑な対応等、効率的な相談の実施

V 消費者市民社会の形成に向けた消費者教育の推進

全世代において消費者力を身につけ、向上するための消費者教育 他

- 消費者被害防止及び消費者市民社会の形成に向けた情報発信
- 地域の高齢者や障害者等の見守り関係者に対する講座や情報提供
- 地域における消費者教育の担い手の育成

VI 消費者支援協定

事業者の自主的な改善の促進と冊子、ホームページ等による情報提供

VII 施策推進のための行政体制の充実

市民意見を反映した総合的な消費者行政の推進と関係部署、関係機関との連携強化

消費者行政推進計画（令和8～11年度）の進行管理

関係部署との連携を深め、総合的かつ円滑に実施する。計画の進捗状況について、指標の設定により、達成状況の確認を行う。

- ① 消費生活相談のうち2か月以内に完了した案件の割合
(目標:毎年度 97%以上)
- ② 消費者教育に関する講座等の実施回数
(目標:毎年度 22回以上)

市民が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができるよう、消費生活相談に対し、専門的な知見に基づく情報提供等を行うとともに、消費者教育や啓発を通じて消費者被害の救済及び未然防止を図ります。

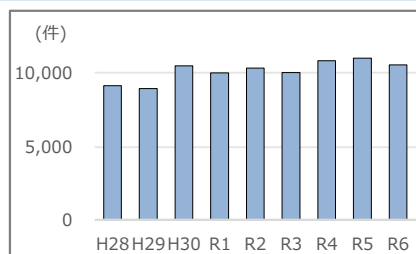
令和8(2026)年度の取組

消費生活相談事業

消費者の利益を守るため改正が行われた関係法令の理解を深め、複雑化・深刻化する消費者被害等へ迅速かつ適切に対応します。

●消費生活相談の実施

- 平成30(2018)年度以降、7年連続で1万件を上回っている消費生活に関する相談に対し、消費生活相談員が専門的な知見に基づく情報提供等を行います。



●消費生活相談体制の推進

- 社会経済環境の変化等により整備された関係法令等に対応するため、弁護士等による専門的な助言を受け、研修等を実施することにより、消費生活相談員のスキル向上を図ります。

●消費生活相談のデジタル化の推進

- 全国消費生活情報ネットワークシステム刷新に伴い、相談員の働きやすさの向上なども含めて、相談業務の効率化を進めます。

消費者自立支援事業

消費者問題は広範囲に及ぶことから、関係部署・関係機関と連携し、市民意見を反映した総合的な消費者行政を推進します。

●消費者の自立支援と消費生活の安定に向けた消費者行政施策の推進

市民や学識経験者等からの消費者行政に関する意見の聴取及び施策への反映を行い、各消費者行政施策を推進します。

消費者啓発育成事業

消費者被害の未然防止、消費者の自立支援を図るため、学校・地域・家庭・職域等の様々な場において、ライフステージや多様な特性に応じた消費者教育・啓発の取組を推進します。

●市民への効果的な情報発信

- 情報誌、リーフレット、ポスター、HP、メールマガジン、ラジオ、SNS等、様々な媒体を活用し、悪質商法の注意喚起や相談事例等について情報発信します。
- 消費生活におけるデジタルリテラシーの向上を目的とした啓発動画の製作・広報を実施します。



消費者トラブル啓発動画

●ライフステージに応じた消費者教育・啓発の推進

- 出前講座(無料講師派遣)による消費者教育の主体的な取組の支援や学校向けの強化に取り組みます。
- GIGA端末対応のデジタル教材を更新し、活用の促進に向け周知を図ります。



消費者講座の開催
(令和7年度:22回開催)

●多様な主体との連携による消費者行政の推進

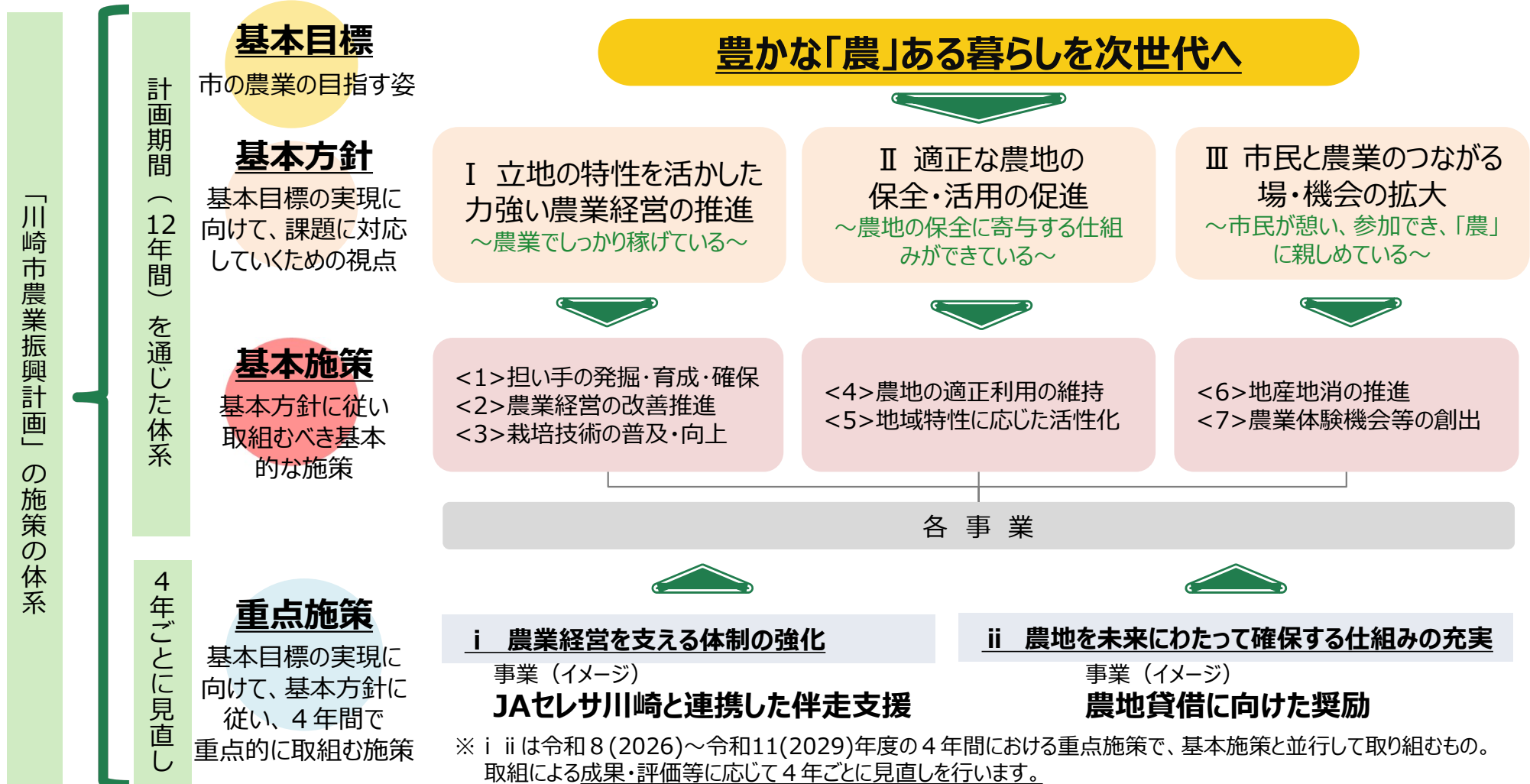
- 地域で見守り等を行う消費生活サポーターを育成します。
- エシカル消費等、消費生活に関する知識の普及・意識向上を目的とした消費者団体等との連携による啓発イベントを開催します。

基本施策 4

都市農業の経営の強化 及び農地の保全・活用

- 持続的な農業経営の推進
- 多面的な機能を有する農地の保全と活用
- 農業への理解促進

1. 本市では、平成28(2016)年2月に「川崎市農業振興計画」を策定し、農業者の生産意欲や市民の農業理解の向上を目指してきましたが、農地・農業者の減少に加え、気候変動や農業資材の高騰、新技術の導入など社会経済環境の変化を的確に捉えて取組を進めていくため、新たな計画を策定し、課題に対応していきます。
2. 本計画の期間は、前計画は概ね10年間としてきましたが、市総合計画と同様に、令和8(2026)年度から令和19(2037)年度までの12年間とします。
3. 基本目標の実現に向けて効果的に施策を推進するため、4年間で重点的に取り組む施策を「重点施策」と位置づけ、4年ごとに取組の結果を評価し、附属機関の審議等を踏まえて見直しを行います。



今後の本市農業を担う農業者の育成や、農産物の生産技術や農業経営に関する支援、及び市民ボランティアの育成等を推進します。また、農業技術支援センターの老朽化への対応や、今後必要な機能についての検討を進めます。

令和8(2026)年度の取組

農の担い手育成支援事業

●農業経営高度化支援事業（拡充）

農業経営の拡大を図り、今後の地域農業を担う意欲のある担い手の確保・育成のため、中間層の引き上げを目的に、農業経営相談体制の構築と農業者向け補助金の見直しを行う。

●新規就農者育成総合対策事業補助金

経営の不安定な就農初期段階の新規就農者に対し、早期の経営確立を支援する資金又は補助金を交付することにより、次世代の市内農業を担う意欲ある新規就農者を確保・育成する。

●女性農業者の活躍支援事業

市内女性農業者の技術・経営管理能力等の向上を支援し、農業経営や地域活動への積極的な参画を推進し、女性農業者の活躍の支援をするとともに、市民の農業理解の促進を図る。



●ファーマーズクラブ農業体験事業

市民と市内若手農業者が農業体験を通して交流することで、市民の都市農業への理解を醸成するとともに、若手農業者の営農意欲の向上や今後の活動の気づきに繋がることを目的とする。



農業経営・技術向上支援事業

●新品種・新技術普及推進事業

新品種「川崎市農技1号」（かわさきつや菜）の生産者への普及・ブランド化に向けた取り組みや市内で生産の増えているイチゴ等の技術支援を行う。



川崎市農技1号
 (かわさきつや菜)

●農業経営支援・研究事業

農産物の栽培技術向上のための各種試験研究及び農産物等の実証栽培の実施、環境保全型農業の推進のための取組(土壌分析等)、農業用施設の整備、農業機械の導入等に対する助成等を行う。

●援農ボランティア育成事業

農業従事者の高齢化や後継者不足に対応できるよう、援農ボランティアを育成のための講座の開催、援農ボランティアの活用促進に向けた支援を行う。



農業技術支援センター機能更新事業

●農業技術支援センター機能更新事業

都市農業の持続可能な発展に向けて、農業技術支援センターの老朽化対策を含めた機能更新に関する検討を進める。



良好な農環境の保全に向け、多面的な機能を有する農地の活用を図るとともに、安定した農業生産基盤を維持するべく、農業振興地域等における農業用施設の維持・管理を行います。

令和8(2026)年度 of 取組

農環境保全・生産基盤維持管理事業

● 農地貸借奨励事業（新規）

農業者の減少や高齢化により農地管理が困難なところもあるため、市街化調整区域における農地貸借を促進し、担い手のいない農地を意欲ある農業者や新規就農者へ集積することで、農地の保全と持続的な農業経営を図る。そのため、一定の貸借期間などの要件を満たす農地貸借を締結した農地所有者に奨励金を交付するとともに、不耕作農地で6年以上の貸借期間を設定する場合には、樹木伐採や整地などの再生費用の一部を補助する。

● 生産緑地地区指定推進事業

生産緑地地区は、公害・災害防止など市街化区域内の農地が有する緑地機能に着目し、都市農地の保全を図るため、生産緑地法と都市計画法に基づき都市計画として指定されたものである。本事業では、生産緑地の都市計画変更に伴う地図情報システムのデータ更新、県ヒアリングや都市計画審議会に必要な図書作成、標識の設置・撤去、生産緑地に関する各種指導・相談を行う。

● 農業用施設等保守管理事業

農業ため池等行政財産は、営農環境の維持、施設利用者や地域住民の安全に配慮した維持管理が必要であることから計画的な整備を行う。また農業振興地域等において、土地改良で整備され管理組合等で維持管理されている農業用施設についても、老朽化や機能の低下、故障時の更新工事において、補助金を交付し、適正な維持管理により農業生産・経営の安定化を図る。



イベントや情報発信等を通じて地産地消を推進するとともに、収穫体験などを通じて市民が「農」を知る機会を創出します。また、地域交流農園の運営を行うとともに、農業者等が開設する各種農園について制度の普及・開設支援に取り組みます。

令和8(2026)年度の取組

農とのふれあい推進事業

●農業振興イベント事業

花や植木に加え、野菜や果樹、きのこ等、多岐にわたる本市農業の魅力を効果的に発信し、市民が農に親しむよりよい機会を提供することを目的とした「かわさき農業フェスタ」の開催を支援する。イベントの一体感を創出するため、同時開催していた「川崎市畜産まつり」と統合する。なお、令和8年度は、等々力緑地再編工事の関係で、会場を富士見公園・川崎競輪場に変更して開催予定。

●地産地消推進事業

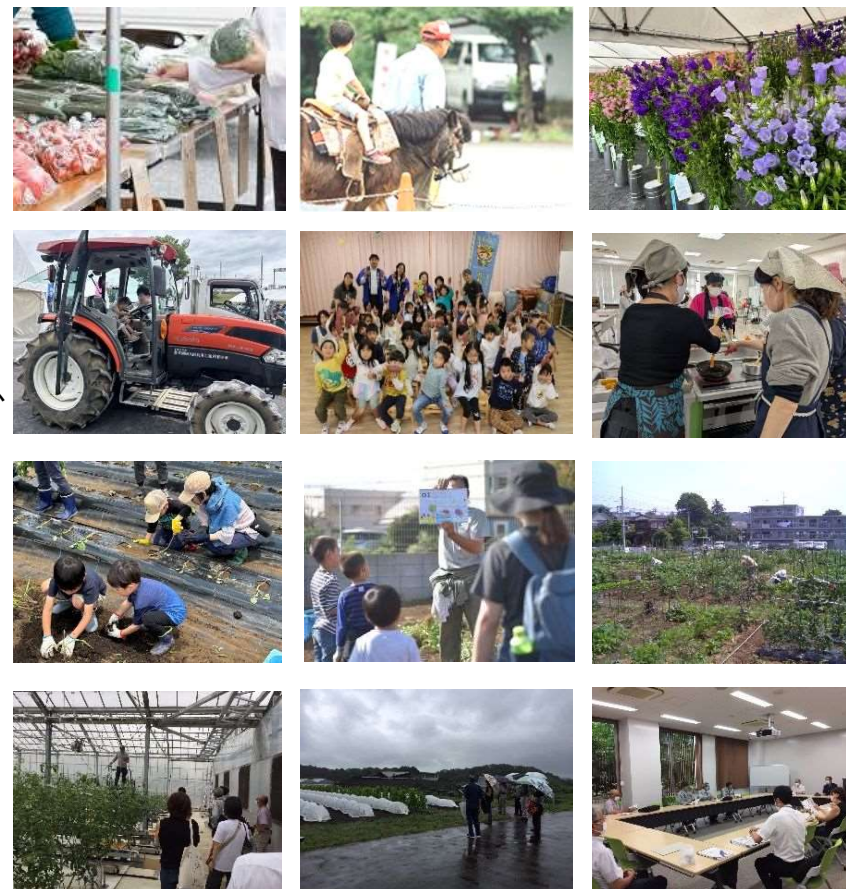
平成17年に設立した農業生産者・JAセレサ川崎・市等から成る「かわさき地産地消推進協議会」での市内産農産物「かわさきそだち」に関するPRや、かわさきそだち地産消月間（10～11月）の実施、料理教室等の開催により、農業生産者と消費者が交流する機会の創出を図る。

●市民農園事業費

「農」に親しみたいとする市民ニーズに応えるとともに、都市農地の保全と活用に寄与している地域交流農園（市開設利用者組合管理型市民農園）の管理運営を行う。

●農業振興計画推進事業

川崎市農業振興計画推進委員会で新たに策定された農業振興計画に基づく事業の進捗に関する評価、その他農業の振興の推進のために必要な事項に関して調査・審議する。



基本施策5

多様な人材が活躍できる 環境づくり

- 多様な求職者の就業支援と企業の人材確保支援
- 勤労者福祉の向上
- 技術・技能職者の振興・継承支援

就業支援室「キャリアサポートかわさき」等において、求職者のニーズに応じた丁寧な就職支援等を実施するとともに、地域産業を支える多様な人材の活躍を促進するため、外国人を含む人材の確保・活用に向けた企業支援を実施します。

令和8(2026)年度取組

①就業相談窓口

- 事前登録制の相談窓口を設けて、就職活動に関するアドバイス、履歴書の添削、面接練習、求人紹介や求人情報の掘り起こしなどを行います。

相談窓口	
総合相談窓口	@てくのかわさき 月～土 10:00-17:00 火は20:00まで 電話相談・オンライン相談にも対応
出張相談窓口	@川崎区役所・麻生区役所 月・木 10:00-17:00
女性相談窓口	@てくのかわさき 火9:30-16:00 託児サービス付き
臨床心理士 カウンセリング	@てくのかわさき 第2・第4土 9:30-11:30

②就職に役立つ各種セミナー

- 応募書類の書き方や面接対策の基礎や実践、ミドル向けやシニア向けの対象者別、コミュニケーション等テーマ別などを、年26回程度開催します。

対象者別セミナー		テーマ別セミナー	
ミドル向け	2回	基礎(応募書類の書き方等)	4回
シニア向け	4回	実践(面接対策等)	4回
女性向け	4回	ITスキル	2回
		その他テーマ	6回

③合同企業説明会等マッチングイベント

- 企業と求職者との交流会や合同企業就職説明会などを、年間を通じて定期的に開催いたします。開催にあたっては、開催時期や対象者・規模などを変えて実施予定です。

R8イベント名/対象	規模
外国人留学生向け合同企業就職説明会	大
女性求職者向け企業交流会	小
フリー対象合同企業就職説明会(どなたでも)	中
ミドルシニア向け企業交流会(概ね35歳以上)	小
フリー対象合同企業就職説明会(どなたでも)	中
女性求職者向け企業交流会	小
フリー対象合同企業就職説明会(どなたでも)	大
フリー対象合同企業就職説明会(どなたでも)	中
業界・企業研究会 (全学年の学生～概ね34歳以下)	大
ミドルシニア向け企業交流会(概ね35歳以上)	小
フリー対象合同企業就職説明会(どなたでも)	中
学生・若年求職者向け合同企業説明会(28卒～概ね34歳以下)	大

④その他

- 企業向け人材確保セミナー、求人開拓等を実施します。
- 国の「地域就職氷河期世代等支援推進交付金」を活用し、就職氷河期世代等の就労を支援します(新規)。

市内企業で働く勤労者がより豊かで充実した生活が送れるよう、労働問題の解決や生活向上などに係る情報提供や各種支援、福祉共済事業の運営を実施するとともに、川崎市民館・労働会館の供用開始に向けた整備を推進します。

令和8(2026)年度の取組

情報発信・啓発

労働関連法令の制定・改定や市内労働情勢などに関する情報提供を行うとともに、労働資料の収集・保存を実施

- ①「かわさき労働情報」の発行（毎月）
- ② 労働状況実態調査の実施、「川崎市労働白書」の発行
- ③「働くためのリーフレット」の発行
- ④ 労働資料室の運営など



各種支援等

労働問題解決に向けた相談対応や、労働法規や制度に関する学習機会の提供、勤労者の生活向上や余暇活動の啓発・推進などの支援を実施

＜相談、セミナー等＞

- ① 労働相談の実施
- ② 勤労者福祉セミナーの開催（年1回）
- ③ 労働学校の開催（年1回）

＜その他＞

- ④ 勤労者生活資金貸付の実施
- ⑤ 勤労者団体による文化体育活動の奨励
- ⑥ 中小企業大運動会の開催（年1回）
- ⑦ 川崎市民館・労働会館の整備

※ 供用開始の時期：
令和9年11月（予定） など



【川崎市民館・労働会館整備後の外観イメージ】

勤労者福祉共済

中小企業の従業員の福利厚生の実充等を目的に、川崎市勤労者福祉共済制度（かわさきハッピーライフ）を運営

- ・会員1人につき月額500円を事業者が負担
- ・従業員は福利厚生事業、給付事業、貸付事業を利用可

＜令和8年3月1日時点での加入状況＞

事業所数 1,296社
会員数 11,128人



労使団体等との連携・協力

労働団体や使用者団体、関係行政機関による労働問題に関する協議や、労災防止に向けた啓発活動のほか、労働団体からの対市要請の受入れ・回答などを実施

- ① 川崎市労働問題懇談会の開催（年2回）
- ② 労働防止研究集会の開催（年1回）
- ③ 労働団体からの要請受入れ
- ④ メーカーへの助成など



【労働問題懇談会】

技能職者の技能水準の向上や市民の理解の促進に向けた、学校での技能職体験やかわさきマイスター認定等を実施するとともに、技術・技能職者の拠点である生活文化会館（てくのかわさき）の適切な管理運営、修繕・整備等の検討を進めます。

令和8(2026)年度の取組

● 技能振興、後継者育成等の推進

学校での技能職体験等を実施するとともに、市民への技術・技能の関心を高めるためのイベントの開催や表彰などを行うことにより、技能職者の技術・技能の向上や後継者の確保・育成等を推進します。

(1) 後継者育成事業「技能職者に学ぶ」

技能職者を市内中学校へ講師として派遣し、ものづくりの体験授業を実施。【令和8年度予定】 5校



【中学校での技能職体験授業】



(2) てくのかわさき技能フェスティバル

生活文化会館（てくのかわさき）において、ものづくり体験、職人の技の実演及び展示などを行う市内最大の技能職者の祭典である、てくのかわさき技能フェスティバルを開催します。



【技能フェスティバルでのものづくり体験】



(3) 川崎市技能功労者等表彰式

市民生活の向上に功績のあった技能職者を表彰します。

● 技能職団体等への支援

技能職団体との適切な役割分担を基に、技能職者の社会的・経済的地位向上と後継者育成の推進を目的とした「川崎市技能職団体連絡協議会」や、技能水準の向上を図るための認定職業訓練校への支援を実施します。

(1) 技能職団体連絡協議会補助

42職種48団体が加入する「川崎市技能職団体連絡協議会」の運営経費を補助

(2) 認定職業訓練校補助

市内の認定職業訓練校2校の普通職業訓練（普通課程・短期課程）に対する補助

● かわさきマイスターの認定等

特に優れた技術や卓越した技能を有する技能職者を「かわさきマイスター」に認定し、技術・技能を奨励するとともに、「かわさきマイスターまつり」などのかわさきマイスターと連携した実演イベントの開催等を通じ、技術・技能の普及や振興、後継者の育成に取り組めます。



【令和7年度 認定式】

● 生活文化会館（てくのかわさき）の管理運営

生活文化会館を拠点に、技術・技能水準の向上に資する取組や、技術・技能等を学ぶ講座の開催等を通じた技術・技能への市民理解の醸成を図ります。また、施設の老朽化に対応するため、昨年度策定した「モデル4地域における資産保有の最適化に向けた取組方針」を踏まえ、技能振興施策の推進に必要な施設の機能・規模の整理を行いつつ、修繕や整備等の検討を進めます。

**物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
(重点支援地方交付金) 活用事業**

交付金活用予定事業一覧

NO	事業名	概要	交付金活用額	所管部署
1	<p>※R7補正</p> <p>プレミアムデジタル商品券事業</p>	<p>【概要】 物価高騰の影響を受けている市民の暮らしと企業活動への影響を踏まえ、市民の消費の下支え、地域経済活性化及び市民・事業者のデジタル化促進を目的として、プレミアムデジタル商品券を発行する。</p> <p>※詳細は別紙のとおり</p>	2,957,020千円	経済労働局 観光・地域活力推進部
2	<p>※R7補正</p> <p>物価高騰対策給付金事業（R7年度住民税非課税世帯）</p>	<p>【概要】 物価高騰の影響を強く受けている低所得世帯（住民税均等割非課税世帯）に対して一世帯あたり1万円の給付金を支給し、生活支援を行う。</p>	1,710,926千円	総務企画局総務部価格高騰支援給付金担当
3	<p>※R7補正</p> <p>信用保証料補助金</p>	<p>【概要】 中小企業等が融資を受ける際に支払う信用保証料への助成について、補助率を引き上げることにより、厳しい経営状況にある市内中小企業者等の資金繰りの円滑化及び収益力の改善を図る。</p> <p>【支援対象】 市内中小企業者等</p> <p>【対象経費】 中小企業等が融資を受ける際に支払う信用保証料への補助</p> <p>【交付額】 補助率を70%に引き上げることに要する額</p> <p>【対象期間】 令和8年4月から令和8年12月</p>	242,719千円	経済労働局経営支援部金融課

NO	事業名	概要	交付金活用額	所管部署
4	<p style="text-align: center;">※R7補正</p> <p>商店街施設整備事業</p>	<p>【概要】 商店街が設置する防犯カメラに係る経費の補助率を上げ、昨今の闇バイト等への防犯対策を強化し、商店街エリアの安全・安心の確保を行う。</p> <p>【支援対象】 市内商店街</p> <p>【対象経費】 防犯カメラの設置に要する経費</p> <p>【交付額】 防犯カメラの設置に要する経費×3/4 ※令和7年度に国の交付金を活用して、単年度措置として補助率を1/2から3/4に引き上げたものを、令和8年度も継続実施</p> <p>【対象期間】 令和8年4月から令和9年2月</p>	23,000千円	経済労働局 観光・地域活力推進部
5	<p style="text-align: center;">※R7補正</p> <p>川崎市公衆浴場経営安定補助金</p>	<p>【概要】 原油価格・物価高騰の影響を受けている市内公衆浴場事業者の経営維持に要する経費を支援する。</p> <p>【支援対象】 市内公衆浴場（30か所）</p> <p>【対象経費】 一人当たり入浴価格について、収支均衡のために必要な単価と実入浴単価との差額</p> <p>【交付額】 収支均衡のために必要な単価と実入浴単価の差額 20円×入浴者数×1/4（※補助率1/4）</p> <p>【対象期間】 令和8年4月から令和9年3月</p>	6,402千円	経済労働局 観光・地域活力推進部

NO	事業名	概要	交付金活用額	所管部署
6	<p style="text-align: center;">※R7補正</p> <p>医療機関等物価高騰 対応支援金</p>	<p>【概要】 物価高騰の影響を公定価格のため医療費に転嫁できない保健医療機関に対して、光熱費及び食材費等に係る支援を目的に補助金を交付することで、地域医療体制の維持を図る。</p> <p>【支援対象】 市内病院（38か所） 有床診療所（20か所）</p> <p>【対象経費】 食材費、光熱費</p> <p>【交付額】 ・病院（特別高圧受電）：16,000円/1床 ・病院（特別高圧受電を除く）：15,000円/1床 ・有床診療所（病床数が2床以上）：15,000円/1床 ・有床診療所（病床数が2床未満）：30,000円/施設</p>	160,703千円	健康福祉局保 健医療政策部 地域医療課
7	<p style="text-align: center;">※R7補正</p> <p>福祉施設等物価高騰 対策事業</p>	<p>【概要】 介護サービス、障害福祉サービス及び障害児入所・通所支援事業等を提供している事業者に対し給付金を交付することで、事業者の負担軽減を図り、安定的な提供体制を確保する。</p> <p>【支援対象】 入所施設 22,073人（高齢者19,419、障害者2,574、保護80） 通所施設（大規模）250施設（高齢者のみ） 通所施設（小規模）874施設（高齢者240、障害者634） 訪問事業所 1,551施設（高齢者1,028、障害者523）</p> <p>【対象経費】 食材費、光熱費、燃料費</p> <p>【交付額】 ・市内高齢者施設、障害者施設、保護施設 入所施設 15,000円×定員 通所施設（大規模）80,000円/施設 通所施設（小規模）50,000円/施設 訪問事業所 30,000円/施設</p>	441,325千円	健康福祉局 長寿社会部高 齢者事業推進 課 障害保健福祉 部障害計画課 生活保護・自 立支援室

NO	事業名	概要	交付金活用額	所管部署
8	<p>※R7補正</p> <p>給食費負担補助金 (保育所等)</p>	<p>【概要】 原油価格・物価高騰の影響を受けている保護者・事業者に対し給食費等の負担軽減を実施する。</p> <p>【支援対象】 公立保育所、民間保育所、地域型保育事業、病児・病後児保育室、川崎認定保育園、幼稚園・認定こども園の保護者・事業者</p> <p>【対象経費】 保育所等における給食費等</p> <p>【交付額】 月額1,475円/人</p> <p>【対象期間】 令和8年4月から令和9年3月</p>	769,204千円	<p>こども未来局 保育・子育て推進部運営管理・子育て支援担当、保育・幼児教育部保育第1課、保育第2課、幼児教育担当</p>
9	<p>※R7補正</p> <p>川崎認定保育園に係る 運営継続支援</p>	<p>【概要】 川崎認定保育園に対し、認可保育所等と同様の運営継続に対する加算補助を行い、安定的に保育提供を継続できる体制を図る。</p> <p>【支援対象】 川崎認定保育園（57か所）</p> <p>【対象経費】 川崎認定保育園の運営費</p> <p>【交付額】 ・在籍19人以下の施設：50,000円/1施設 ・在籍20人以上の施設：100,000円/1施設</p>	4,500千円	<p>こども未来局 保育・幼児教育部保育第2課</p>

NO	事業名	概要	交付金活用額	所管部署
10	<div data-bbox="342 724 510 767" style="border: 1px solid orange; padding: 2px; display: inline-block;">※R8当初</div> 学校給食物資購入費 学校給食給付事業費	<p>【概要】 小学校の学校給食費について、国の「給食費負担軽減交付金」の不足分に対応することで、令和8年度は保護者に負担を求めない。 中学校及び特別支援学校（幼稚部・中高等部）における学校給食費について、物価高騰による食材費の増分を転嫁せず、保護者負担額を据え置くことで、保護者の経済的負担の軽減を図る。 併せて、小学校及び特別支援学校小学部における非喫食者（アレルギー等により給食を食べられない児童）について、国の補助に沿った対応を行う。</p> <p>【支援対象】 市立小学校、中学校、特別支援学校に在籍する児童生徒の保護者</p> <p>【対象経費】 小学校、中学校、特別支援学校の学校給食費</p> <p>【交付額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校 国の「給食費負担軽減交付金」の不足分 ・中学校 令和8年度学校給食費1食当たり397円のうち77円 ・特別支援学校幼稚部 令和8年度学校給食費1食当たり223円のうち43円 ・特別支援学校中高等部 令和8年度学校給食費1食当たり397円のうち77円 <p>※特別支援学校小学部については、「給食費負担軽減交付金」の不足分は発生しない</p> <p>【対象期間】 令和8年4月から令和9年3月</p>	838,858千円	教育委員会 事務局 健康給食推進室

地方創生臨時交付金活用事業 プレミアムデジタル商品券事業(令和7年度補正)

(1)事業目的

近年の物価高騰などの影響を受けている市民の暮らしと企業活動への影響を踏まえ、市民の消費の下支え、地域経済活性化及び、市民・事業者のデジタル化促進を目的として、市内店舗で利用できるプレミアムデジタル商品券を発行する。

(2)事業内容

1 補正予算額	2,957,020千円 プレミアム原資 2,400,000千円 事務経費 557,020千円
2 発行総額	104億円（販売総額80億円、プレミアム分24億円）
3 発行口数	400万口
4 発行形態	電子商品券
5 1口あたりの構成	1口2,600円分の電子商品券を2,000円で販売（プレミアム率30%）
6 共通券と専用券の割合	登録店舗ならどこでも使える「共通券」と中小事業者のみで使える「専用券」を発行 （1口あたり共通券1,600円 専用券1,000円）
7 利用期間	令和8年6月下旬～12月末（予定）
8 利用対象者	市内在住者
9 利用可能店舗	川崎市内で営業する小売業、宿泊業、飲食業、生活関連サービス等の業種
10 購入限度	対象者1人につき20口まで
11 家族による代理購入	利用者がスマートフォンを所持していない場合は家族の端末による代理購入が可能